

2013年7月11日
全3頁

<入門 欧州経済> 第3回

EUの主な機構

経済調査部 研究員
矢澤 朋子

28の加盟国から成るEUは様々な機関によって運営されています。その中で皆さんが耳にした事があるであろう以下4つの主要機関をご紹介します。

欧州理事会 (European Council) – EUの最高政治機構

欧州理事会は「EU首脳会議」もしくは「EUサミット」とも呼ばれ、加盟国首脳、欧州理事会議長¹、欧州委員会委員長から成る機関です。基本的に年4回会議が開催され、EUの全体的な政治指針と優先課題を決定します。ここ数年間で注目された決定事項は、欧州安定メカニズム (ESM) 創設、新財政協定創設、銀行監督一元化方針の決定などがあります。

欧州連合理事会 (EU Council) – EUの立法機関

通称「閣僚理事会」とも呼ばれ、その名の通り各加盟国の閣僚によって構成される立法機関です。欧州委員会からの発議、もしくは各加盟国からの提案を受けて発議を行い、立法の採択を行います。

発議から立法の基本的な過程は、まず欧州委員会から欧州連合理事会に提案が提出されます。次に、提案について会議で討議を行い、欧州議会へ討議・同意の依頼を行います。必要があれば、提案の修正等を欧州委員会へ指示することもあります。そして最終的に提案が欧州連合理事会で採決されます。採決方法には多数決²、または全会一致があります。多数決で採決される政策対象が拡大していますが、外交・安全保障や徴税、欧州委員会からの提案とは異なる決定を下す場合などについては、依然として全会一致が必須となっています。多くの加盟国の総意を出来るだけ汲み取るためにこの全会一致の原則が設けられていますが、それによってなかなか決議されないという問題も発生しています。

欧州連合理事会での議題は、雇用、エネルギー、農業、環境、外交など多岐にわたるため、分野ごとに理事会が設けられています。そして、EU予算の決定も役割の一つとなっています。

1) 現在の議長は、ヘルマン・ファン・ロンパイ (ヘルマン・ヴァン＝ロンブイとも表記される) 氏 (ベルギー出身)。
2) 加重特定多数決制といい、各加盟国がそれぞれ1票を投じるのではなく、経済や人口規模によって各加盟国の持つ票数が異なる (例えば、ドイツやフランス29票、オランダ13票、マルタ3票)。加盟国の過半数もしくは3分の2以上、かつ全345票のうち255票以上の賛成票で可決される。また、加盟国数にかかわらず、賛成国の人口がEU全人口の少なくとも62%を占めていなければならない (2013年6月時点)。

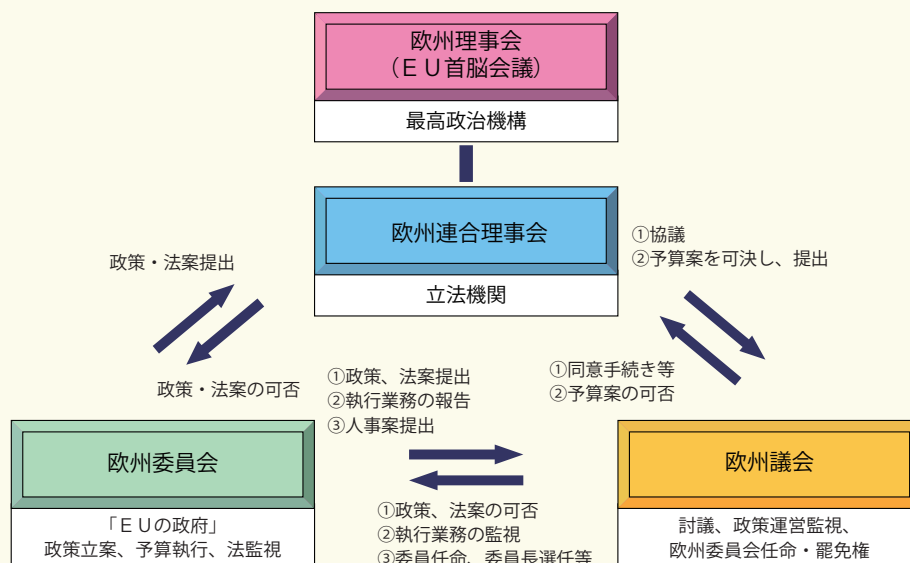
欧州議会（European Parliament）－ E U市民の代表

欧州議会は欧州連合理事会と平等に立法権を有し、議員は 28 加盟国において直接選挙によって選出されています。予算が正しく執行されているのかという監視機能や、欧州委員会の委員の任命・罷免、委員長選任などに関する権限も持ち合わせています。国の議会と大きく異なるのは、法案の発議権は持ち合わせていないことです。欧州委員会が発議権を持ち、通常の立法手続きにおいては、欧州委員会が発議権を持ち、通常の立法手続きにおいては、欧州委員会が発議権を持ち、通常は欧州連合理事会と欧州議会の両方に法案を提出し、双方で可決されれば、正式に法案成立となります。

欧州委員会（European Commission）－ E Uの行政執行機関

欧州委員会は各加盟国より 1 名ずつ任命される 28 名の委員によって構成されています。委員は自国の利益・意向に左右されてはならず、E Uの利益のために任務を遂行しなくてはなりません。役割は大きく 3 つあり、まず E Uの基本条約が守られているかどうかの監視役です。そして、欧州連合理事会に対し政策立案や法案の発議を行います。欧州委員会は、E Uの機構において唯一の発議権を持っています（ただし、欧州連合理事会は加盟国の提案を受けた場合、加盟国に代わり発議が出来ます）。さらに行政執行の任務も負い、規制の発令や予算の管理などを行います。欧州委員会の業務は欧州議会によってチェックされており、欧州議会から要請があった場合は、報告書を作成し説明をしなければなりません。

E U機関の概観図



(出所) E U、『E Uの知識<第15版>』藤井良広著、日本経済新聞出版社、2010年、より大和総研作成

*ユーログループ（ユーロ圏財務相会合）はEU機関ではないの？

新聞などでは、ユーログループ（ユーロ圏財務相会合）での協議や合意についてのニュースが多く見られます。現在のユーログループ議長であるイエールン・ダイセルブルーム氏(オランダの財務大臣)の発言は注目度が高く、市場に対する影響も大変大きいものです。

ユーログループはユーロ圏の財務・金融担当大臣、欧州委員会副総裁、欧州中央銀行総裁が集まり、ユーロ圏内の経済政策の調整を主に話し合う場です。もともとは非公式な会合でしたが、2009年12月に発効されたリスボン条約³によって、ユーログループとその議長が承認されました。欧州連合理事会にも経済・財務理事会（E C F I N）と呼ばれる理事会がありますが、こちらは28か国の閣僚が集まり、ユーログループとは異なります。通常E C F I Nが開催される前日にユーログループが開催され、ユーロ圏に関する決定についてあらかじめ調整しておく役割も担っています。

（以上）

3) リスボン条約は既存の基本条約（欧州連合条約）を改正したもの。EUの基本条約は、ローマ条約、単一欧州議定書、マーストリヒト条約、アムステルダム条約、ニース条約と修正を重ねており、現在はリスボン条約となっている。